

## 意 見 書

日本弁護士会 会長 宮崎誠 殿  
各单位会 御中  
日弁連理事各位

2009年3月16日

賛同者 別紙のとおり

弁護士 武本夕香子

私達有志は、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）作成の「当面の法曹人口のあり方に関する提言（案）。以下、「本件提言案」と言います。」について、2009年3月18日に行われる日弁連理事会決議について下記意見を上申致します。

### 記

#### 第1 意見の趣旨

- 1 2009年3月の理事会で、本件提言案を拙速に決議すべきではない。
- 2 仮に上記理事会で決議が採られる場合、日弁連作成の本件提言案は、否決されるべきである。

#### 第2 意見の理由

第1項「意見の趣旨」記載の意見を述べるべきと考える理由は以下の通りである。

##### 1 決議を採るべきではないことについて

- (1) 日弁連執行部は2009年2月、本件提言案を発表した。そして、2009年3月に開催される日弁連理事会で審議し、議決する予定である。しかし、本件提言案は、発表されたばかりであり、会内ではその存在自体全く知られていないものである。
- (2) しかも、その内容は、①法曹人口5万人規模の態勢整備を前提とするもの

であること、②今後数年間にわたる司法試験合格者数につき、2100人から2200人を目安に決定すべきことを提言したものである。

しかし、弁護士業務総合推進センター法的ニーズ法曹人口調査検討プロジェクトチームが作成した2008年（平成20年）3月7日付「報告書」には、様々な法的需要について調査・検討が行われた結果、「10年後の2018年（平成30年）において、現在の2倍に相当する5万人規模の弁護士人口を安定的に吸収しうるだけの法的ニーズを予測することも困難といわざるを得ない。」と結論づけられている。日弁連の様々な調査・検討等を通じて2018年頃における法曹人口5万人規模の需要がないことは明らかになっている。

ところが、本件提言案によれば、「2020年頃には5万に規模に到達」する2100人から2200人を目安にする旨記載されており、本件提言案は、日弁連の弁護士業務総合推進センター法的ニーズ法曹人口調査検討プロジェクトチームの報告書の内容を明らかに無視し、矛盾した内容となっている。

日弁連は、会員に対して日弁連の弁護士業務総合推進センター法的ニーズ法曹人口調査検討プロジェクトチームの報告書の存在や内容、今回の提言案の存在や内容について、更に言えば、何故、2009年3月理事会において提言案を可決しなければならないかといった必要性や緊急性等について全く説明責任を尽くしていない。

- (3) これまでの間に各地で発表された会員のアンケート調査等によれば、合格者の適正数を1000人程度とするのが5割程度、1500人程度までとする声を含めると大半の会員が賛成していることが認められるが、提言案はこれらアンケート結果、すなわち会員の意見をも無視するものである。
- (4) また、2100人から2200人といった数字は今回初めて出されたものであり、これまで会内で一度も議論されたことのない数字である。前述したとおり、本件提言案は、2009年2月頃に発表されたばかりで、2100人から2200人と言った数字について、会内討議どころか、会員に周知徹

底される手続きもほとんど行われていない。

前述のとおり、会員の中には、日弁連の弁護士業務総合推進センター法的ニーズ法曹人口調査検討プロジェクトチームの報告書の存在を知らない会員も多く、当然のことながら、日弁連の法的ニーズの調査検討結果を踏まえた上で、「2100人から2200人」と言った司法試験合格者数について各単位会内で討議された実績はないのである。

- (5) 法曹制度の根幹を形成する法曹人口について、このような提言案を、発表からわずか1か月で議決してしまうなどということは、暴挙に等しいものと言わざるを得ない。
- (6) これまで、各地で法曹人口5万人を前提とした3000人増員計画の見直しを求める決議が次々と出されている。その上、日弁連の弁護士業務総合推進センター法的ニーズ法曹人口調査検討プロジェクトチームの調査・検討結果等により5万人規模の需要がないことが明白になったにもかかわらず、中間意見書という性質のものではなく、ほとんど最終意見書に近いものを、理事会で拙速に決議を経るべきではない。

現段階で、2100人から2200人とすべきとする提言案をわざわざ理事会で決議する必要性はどこにもないのである。

- (7) 提言案は、「提言の理由」において、「法曹養成制度が発展途上にあること及び制度的基盤が未成熟であること等の状況をも考慮すると、2010年頃に年間合格者数を3000人程度とした当初の数値目標にこだわることは適切でない。」と述べるのみで、今後数年間にわたる合格者数の目安を2100人から2200人程度とすることが適切であるとの理由をほとんど述べてない（なお、本件提言案に記載された理由らしき理由が不合理であることは後述する。）。また、本件提言案が提言する合格者数を維持すれば、合格者数が3000人程度になった場合と比べ、約2年遅れる程度で法曹人口5万人が達成されると試算しているのであるが、その2年間で現在の法曹養成制度の抱える問題点が解消し、制度的基盤も整備されるのかどうかについては、全く何も触れていない。

たとえば、法科大学院の抱える問題点を改善するためには「なお一定程度の時間が必要である。」とし、新規登録弁護士のための新たなOJTの企画・立案・整備には「なお相当程度の時間的猶予が必要である。」としながら、実際にどれだけの時間が必要となるのかを明らかにしないばかりか、どのようにしてこれを改善していくのかという具体的展望も一切示すことができないでいる。これでは、法曹人口5万人達成が2年遅れる間に問題点が解消することはあり得ないということを本件提言案自らが認めているようなものである。

- （7）基盤整備の問題に至っては、「弁護士に対する法的需要がこれから5年間程度で飛躍的に増大していくことを見込むことは困難」、「民事法律扶助予算については、先進諸外国と比較しても極めて低額に抑えられたまま」、「法曹人口の増加だけでは、過疎偏在の解消を実現することは不可能」、法テラスの「コールセンターへのアクセス数など、情報提供業務の利用率と民事法律扶助の利用件数は、潜在的な法的需要に比して期待されるほどには増加していない」、「裁判所・検察庁の人的・物的基盤の整備については、未だ極めて不十分」等々、現状の問題点を繊々あげるのみで、法曹人口5万人の達成を2年遅らせることによってこれらの問題点を改善できるのかどうかという点については、一切述べられていない。
- （8）更に言えば、提言案は、2100人から2200人にして、法曹人口が5万人規模になった2020年頃以降、その後も引き続き2100人から2200人の合格者数を維持し続けていくべきか、直ちに司法試験合格者数を大幅に削減するのか、等2020年頃以降の展望について全く触れていない。
- （9）法曹人口問題という法曹制度の根幹に関わる重要な問題について、日弁連が理事会決議で提言案を可決すると言うことは、社会的にはきわめて重いことであり、会内での十分な議論等を経ないでこのような提言案を拙速に決議すべきではない。

## 2 否決されるべきであることについて

- （1）「法曹人口5万人規模の態勢」を前提としていること

日弁連の本件提言案の提言の趣旨第1項には、「法曹人口5万人規模の態勢整備に向けて、引き続き最大限の努力を行う。」としている。

しかしながら、「法曹人口5万人」という数字自体に何らの合理性はない。

本件提言案には、2100人から2200人を前提とした場合でも「2020年頃には5万人規模に到達する。」と記載され、本件提言案の基となった2009年（平成21年）2月2日付け法曹人口問題検討会議作成の意見書（以下、「本件意見書」と言う。）にも、「われわれが提言する年間2100人から2200人程度で法曹人口が増加していった場合であっても、2019年（平成31年）頃には法曹人口5万人に到達する」と記載されている。

そして、本件提言案には、5万人規模にする理由として「市民が必要とする法曹の数を確保していくべきであり、具体的には、2000年11月1日の当連合会臨時総会決議や2001年6月12日付司法制度改革審議会意見書が示した5万人規模の法曹人口（裁判官・検察官・弁護士）を目指し、毎年着実に法曹人口を増加させていくべきである。」と記載されている。本件提言案の基礎となった本件意見書にも法曹人口5万人の根拠として、「わが国社会の隅々にまで「法の支配」を確立するためには、量的にも質的にも豊かな法曹が存在しなければならないと考える（中略）。これまでの法曹人口（司法試験合格者数）は、法曹三者の取り決めで決定されていたが、法曹の数は、あくまでも司法の利用者たる市民が決定するものであり、司法改革審議会が提言した法曹人口5万人については、今次司法改革の実りある結果として乗り越えなければならない数値である」と記載されている。

本件提言案と本件意見書には、「法曹人口5万人規模が相当である」ということと「法曹人口は市民乃至市民の需要が決めるべきである」との2つの内容が記載されている。

そして、本件提言案と本件意見書の中で、法曹人口5万人が相当であるという理由としては、2000年11月1日の当連合会臨時総会決議や2001年6月12日付司法制度改革審議会意見書が法曹人口5万人を前提としていること及び「法の支配」の確立があげられているだけで、それ以外に法曹人口5

万人が相当であるとの合理的な理由は見受けられない。

ところが、2000年11月1日の当連合会臨時総会決議にも2001年6月12日司法制度改革審議会意見書にも何故法曹人口5万人が相当であるかといった法曹人口5万人を導き出す合理的根拠はほとんど記載されていないに等しいのである。

従って、2000年11月1日の当連合会臨時総会決議及び2001年6月12日司法制度改革審議会意見書を根拠とする本件提言案及び本件意見書には、「法曹人口5万人が相当である」との合理的理由は存在しないと言えるのである。

この点、「2000年11月1日の当連合会臨時総会決議にも2001年6月12日司法制度改革審議会意見書にも何故法曹人口5万人が相当であるかとの合理的な理由付けは存在するのであって、理由付けが存在しないというのは評価の問題である」旨の反論が考えられるので、上記臨時総会決議及び司法精読改革審議会意見書を検討してみる。

#### (一) 2000年11月1日の日弁連臨時総会決議について

2000年11月1日の日弁連臨時総会決議の決議理由として5万人が相当であるとの理由らしき部分をそのまま以下にゴシック太字体で引用する。

#### 「(3) 国民が必要とする適正な法曹人口

ところで、国民が必要とする適正な法曹人口を試算するには、一般論ではあるが、次のような諸要素を総合的に考慮して検討するアプローチが考えられ、既にそのいくつかは試算結果が公表されている。

1. 法律相談、法律扶助、国選弁護、当番弁護士など法的ニーズから必要数を積算する方法
2. 民事法律扶助の拡充、国費による被疑者弁護制度の実現など司法基盤整備の状況を考慮する方法

3. 東京都や大阪市の人口と弁護士数の比率により、日本全体の弁護士数を推測する方法
4. 実質GDPの上昇比率と法曹人口増加率の比実質GDPの上昇比率と法曹人口増加率の比較
5. 法人数の伸び率と法曹人口増加率の比較
6. 地域司法計画による積み上げ
7. 外国の弁護士人口と国民人口比率との比較
8. 新たな法曹養成制度の整備状況」

上記記載内容は極めて抽象的であり、法曹人口として5万人が必要であるとの結論は導かれ得ない。また、仮に上記理由を検討したとしても、現在の2万7000人の約倍に相当する法曹人口5万人が必要である理由にはならない。

#### ①法律相談件数、法律扶助、国選弁護、当番弁護士

2007年度版弁護士白書（別紙1－①乃至⑥）によれば、2004年度の法律相談の総件数は53万0406件であったのが、2005年には52万2673件に減少しており（別紙1－①）、その後も法律相談件数は減少している。また、国選の件数は、地方裁判所における刑事裁判の事件総数は、2003年をピークにして微減傾向にあり（別紙1－②）、簡易裁判所における刑事裁判の事件総数も同様に2003年頃をピークに微減傾向にあり（別紙1－③）、近年、刑事事件数が必ずしも増加しているわけではない。

民事法律扶助も代理援助件数は、2004年に4万8435件、2005年に5万318件だったのが、2006年には、前年度の半分の2万8426件（別紙1－④）に半減しているだけでなく、司法関連予算も司法修習生手当予算こそ人數の関係で倍増しているものの、それ以外の検察審査会予算、検察庁予算、法律扶助事業費補助金はいずれも減少している（別紙1－⑤）。更に、裁判所管歳出予算の国家予算に占める割合は、1960年には0.881%だったのが、2007年には、0.399%と半分以下の割合になっており（別紙1－⑥）、国家の司法予算等といった基盤整備も全く整っていない。

また、裁判官・検察官増員の問題であるが、2007年と2008年を比較すると、本件提言案に記載されているとおり、2007年度に判事補として採用されたのは、118（5%）であったのに、2008年度には99人（4%）と19人も減少している。検事も2007年には113人（5%）だったのが、2008年には93人（4%）と20人も減っている。

裁判官及び検察官がそれほど増やされていない、或いは、減少しているのに、弁護士数のみが激増しているというのが現状である。

本件提言案にも、「裁判官・検察官の大幅な増加が意図されていたところ、それらの増加は、司法試験合格者の増加に比例せず、弁護士だけが大幅に増加している」ことを認めている。

弁護士数のみが激増しても、日弁連の主張する「法の支配」が社会の隅々にまで行き渡るとは考えられず、法曹人口5万人を前提とした人的基盤が整っているとは言えない。

## ②民事法律扶助の拡充、被疑者弁護制度

法律扶助の件数が激減していることは前項記載の通りであるが、民事法律扶助の件数が少なくなっていることは明白である。

## ③東京都や大阪市の人口と弁護士数の比率により、日本全体の弁護士数を推測する方法

事件数の違いや企業の数や経済事情、文化や歴史等々地方の事情等を全く無視して、東京や大阪等といった大都市と同じ割合で地方にも弁護士数を配置するなどというのは、全くのナンセンスである。例えば、2005年度の東京の弁護士1人あたりの人口は1175人である。平成17年度の国勢調査によれば、我が国的人口は、1億2776万7994人であることから、仮に、東京と同じ割合の弁護士を配置すると、10万8738人の弁護士が必要になる。同じように考えて計算すると、大阪の弁護士1人あたりの人口は2962人であることから、大阪と同じ割合で全国に弁護士を配置すると仮定した場合でも、4万3135人で足りる。全人口総数を東京と大阪の弁護士1人あたりの人口を平均した2068人で割ったとしても、6万1783人の弁護士総数で足り

るのである。

企業が乱立し経済活動が活発な東京や大阪でも弁護士過剰に陥っているのである。企業等がないだけでなく、主な産業もなく、高齢者の割合が極めて高い地方で東京や大阪と同じ割合の弁護士が配置される必要性はどこにもない。

例えば、2008年度版弁護士白書の特集2「弁護士の大都市偏在と訴訟需要」によれば、東京の1人あたりの訴訟需要は、76,890円であり、大阪では38,388円である。よって、東京は、全国平均22,444円の約3.4倍、大阪で約1.7倍（別紙2-③）と、当然のことながら、東京と大阪の訴訟需要は非常に高い。

しかも、1人あたりの訴訟需要の全国平均である22,444円を超えるのは、東京・大阪・京都のわずか3府県にすぎず、この3府県が全体の平均訴訟需要を押し上げているのである。

10万人あたりの訴訟事件数も、東京は、258.83件で全国第1位（別紙3-⑤）、大阪は、190.86件で全国第2位である（別紙2-⑥）。

東京都や大阪府の経済活動の規模や活発さ、人口密度の高さや人口構成及び法人数の多さ等を考えれば、東京都大阪が全国の中で突出して訴訟需要が高いことはあまりにも当然のことである。

にもかかわらず、東京、大阪と他の地域の弁護士に対する需要の落差を無視して東京と大阪の弁護士人口割合の規模を全国に行き渡らせる等ということは、あまりにも非現実的であると言わざるを得ない。

その上、全体的に見て、2006年度の訴訟需要は、2000年と比較しても明らかに減少しているのである（別紙2-③）。

2008年度弁護士白書によれば、弁護士数の激増により、2000年との対比で弁護士率（10万人あたり弁護士数）は、2006年度には45.2%と約1.5倍に増加し（別紙2-①）、その分訴訟選任率もかなり増加していくべきであるにもかかわらず、2006年の単純弁護士選任率（双方又は一方に弁護士が付いたもの）は、0.2%の増加にとどまり、修正弁護士選任率（双方に弁護士が付いたものを2、一方のみに付いたものを1として計算したも

の)に至っては、2.6%も減少している(別紙2-②)。

2006年と2000年の平均訴額の比較で言うと、12.4%(別紙2-③)、1人あたり訴訟需要は、14.6%も減少している(別紙2-③)。弁護士1人あたりの訴訟事件数は、21.7%、弁護士1人あたりの訴訟需要は、33.1%も減少している(別紙2-④)。

勿論弁護士の業務は、訴訟だけではなく、訴訟以外の業務もあることは当然の前提である。しかし、我が国の土業は、他国と比較すると非常に細分化され、個々の土業が社会的にも一定の役割を占めている現状下で、弁護士業務に占める訴訟の割合や重要性が依然として多大であることは誰しも否定できないであろう。また、弁護士業務において訴訟需要の減少を補完しうる業務拡大は未だ実現されていない。その意味において、訴訟需要が弁護士に対する需要の重要な指標になることは確かである。そして、どの統計を検討しても、弁護士の需要が増加しているとは言えない。それどころか、弁護士の需要は、統計上減少しているのである。

にもかかわらず、いかなる地方でも大阪等と同じ密度の弁護士数が全国に必要になるというのは考えられないのであって、5万人という数字が非現実的な数字であることはもはや明白である。

#### ④実質GDPの伸び率

GDPの伸び率であるが、2009年2月16日に内閣府が発表した08年10~12月期の国内総生産(GDP)速報によると、物価変動の影響を除いた実質GDP(季節調整済み)は前期比3.3%減、年率換算では12.7%減と主要国で最も急激な落ち込みで、第1次石油危機の影響を受けた74年1~3月期(13.1%減)に迫る勢いである(別紙3)。また、名目GDPを実質化するGDPデフレーター指数も1997年後半から1998年にかけては、プラスを記録していたものの、その後は、一貫してマイナスを記録し、2003年にマイナス3まで急激に落ち込み、その後、若干持ち直したものの、2007年後半から再び急激に落ち込み始め、2003年のマイナス成長に迫る勢いにまで来ている。すなわち、実質GDPと比較検討すれば、弁護士数は

これまでほどの人数は必要ないと言うのが結論となるべきなのである。

#### ⑤法人数の伸び率

法人数は平成8年をピークに徐々に減少している（別紙4）のであり、法人数の増減と比較した場合でも弁護士数は当初の予定より減らすべきというのが合理的に導かれる結論なのである。

#### ⑥外国の弁護士人口と国民人口比率との比較

他の国では、税理士等他士業が存在せず、これらの業務を「弁護士」が行っている。ところが、わが国では、法的業務が司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、弁護士等に細分化しており、各士業もそれぞれ人数が急増している。また、事件数や国民性、法制度も我が国と諸外国とでは全く異なる。例えば、最高裁判所が公表している「諸外国との法曹人口との比較」（別紙5）を見ると、1997年段階で、諸外国の民事第1審新受件数は、アメリカで1567万0573件、イギリスで233万8145件、ドイツで210万9251件、フランスで111万4344件、日本は42万2708件と諸外国と比較して異常に少ないのである。民事の新受件数を弁護士数で割ると、各弁護士1人当たりの事件数は、アメリカで17件、イギリスで29件、ドイツで25件、フランスで38件、日本は26件となり、諸外国と比較して、日本の弁護士1人当たりの抱える事件数は諸外国と比較してむしろ少ないのである。刑事第一審訴訟新受件数を比較しても、アメリカが1412万4529件、イギリスで9万1110件<sup>1</sup>、ドイツで82万9720件、フランスで42万5158件<sup>2</sup>、日本では8万9634件となっている。刑事の新受件数を弁護士数で割ると、弁護士1人当たりが抱える刑事の新受件数は、アメリカが15件、イギリスが1件、ドイツが7件、フランスが14件、日本が5件となり、日本の弁護士の抱える事件数は諸外国と比較して少ないのである。しかも、脚注に示されている通り、フランスやイギリスの事件数は、少なく見積もられた事件

<sup>1</sup> クラウンコートの新受件数に過ぎず、マジストレイトコートの新受件数については不明であり、マジストレイトコートの新受件数は含まれていない（資料3参照）。

<sup>2</sup> 重罪院と軽罪裁判所の事件数の合計に過ぎず、違警罪裁判所の新受件数は含まれない。

数である。少なく見積もられた事件数と我が国の事件数を比較しても、わが国の弁護士1人あたりが抱える事件数は少ない。従って、事件数で比較しても諸外国に比べて我が国の弁護士の数が少ないとは言えない。しかも、1997年当時、わが国の弁護士数は、1万6000人強に過ぎなかつたが、2009年1月現在、約2万7000人の弁護士が存在し、約1.7倍の弁護士数になり、かつ、わが国の事件数は、平成15年をピークに減少の一途を辿っているのである(別紙6)。

従って、現在の事件数と弁護士数を諸外国と比較した場合、益々日本の弁護士1人当たりの抱える事件数は諸外国と比較して減少していることが容易に推認されるところ、諸外国と比較してわが国の弁護士数が足りないとは到底結論づけられない。

#### ⑦新たな法曹養成制度の整備状況

法科大学院は、志願者数の減少や定員割れの状況を受け、9割が定員削減等を検討することを発表しており、2008年10月30日付中央教育審議会特別委員会の中間報告でも「自主的な定員削減や統合を求める」とが盛り込まれた。

法科大学院への志願者数が減っており、定員割れを生ずる法科大学院まで出てきているだけでなく、法学部自体の志願者数が特に大手私大でさえ激減しているのである。

また、人数の増加に伴い、修習生の修習期間は2年から1年に短縮され、密度の濃い修習が行われているとは言えない状況に陥っている。更に、現実に就職できない弁護士や登録自体できない修習生を多数生み出しており、法曹養成制度の態様が急激に悪化しているとさえ言える。

よって、法曹養成制度の基盤整備という観点からしても、もはや法曹人口5万人という概念は破綻に瀕していると言っても過言ではない。

#### (二) 2001年6月12日司法制度改革審議会意見書について

司法制度改革審議会意見書で、法曹人口5万人が相当であるとの理由らしき部分をゴシック太字体で以下に引用する。

「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、

「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在のは是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。このような観点から（中略）実働法曹人口は5万人規模に達する」とある。

しかし、事件数は、平成15年をピークに、減少の一途を辿っており（別紙7）、平成19年の事件数も平成18年度を更に下回っている。

また、「法の支配」概念の誤用は置くとしても、ゼロ地区は、近時復活した1カ所を除いてはや存在しなくなった。2000年から2008年6月2日までに、86カ所のひまわり基金法律事務所を創設し、2008年6月2日には日弁連自身が「弁護士ゼロ地域」の解消に関する会長談話」を発表したことは記憶に新しいところであるが、日弁連らの努力によりゼロワン地区は急激に減少しており、地域的偏在のは是正の必要性からしても、法曹人口を増加させる必要性は減少している。弁護士過疎地域の山形県弁護士会でさえ、合格者増に疑問を呈している（別紙7）

そもそも司法過疎解消のために何故法曹人口5万人が必要なのか、数字の根拠は示されていない。その他の部分も同じく、抽象的な概念が述べられているだけで実働法曹5万人が必要との具体的根拠は見あたらない。「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大というが、日弁連が実施したアンケートから企業内弁護士の需要は存在しなかった（別紙8）のである。その他後述するように、市民からの需要も存在しなかつたのである。

仮に、弁護士に対する市民や企業等社会的な需要があるのであれば、これほどの就職難や登録自体を断念せざるを得ない有資格者の増大を生み出すこと

はなかつたであろう。

結局、法曹人口 5 万人が必要だと合理的な理由は存在しないのである。

本件提言案の第 4 項「法的需要と司法アクセス」 2 「法的需要」において、日弁連自身「改革審議会は、「今後、国民生活の様々な場面における法的需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」とし、その要因として、①経済・金融の国際化の進展、②人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、③知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、④弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、⑤「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大などを例示している。しかし、2008年3月に当連合会の弁護士業務総合推進センター内の法的ニーズ・法曹人口調査検討プロジェクトチームは、「訴訟事件数の推移や大企業・中小企業・市民などを対象にした各種調査結果からは、弁護士に対する法的需要がこれから 5 年間程度で飛躍的に増大していくことを見込むことは困難である」「訴訟事件数については、地裁事件だけでなく簡裁事件や家裁事件まで含めると、今のところ、全体としての事件数の増加率は、弁護士数の増加率を上回っているが、一時的現象である消費者金融に対する過払い事件の影響も大きく、通常事件の増加は緩慢である」と記載し、司法制度改革審議会が主張していたような法的需要が低下していることを認めている。

すなわち、本件提言案は、法曹人口 5 万人が相当であるとの理由付けとして、司法制度改革審議会の意見書を用いるが、本件提言案内に司法制度改革審議会の意見書に記載された理由の欠如に言及しているに等しく、内容が矛盾するのである。

## (2) 市民（の需要）によって法曹人口が決定されるべきであることについて

法曹人口を利用者たる市民が決定すべきことであるが、平成 12 年度に実施された司法制度改革審議会が行ったアンケートの結果（別紙 9）によても弁護士のアクセス状況として「弁護士を探すのに」「多いに苦労した」と回答したのが 3. 8 %、「やや苦労した」と回答したのが 6. 1 %に過ぎず、弁護士が足りなくて困っているとのアンケート結果はでなかつた。

また、年間事件数は、平成 15 年をピークに事件数は減少の一途を辿ってい

る（別紙6）。また、弁護士選任率も少年事件を除いて、ほぼ全ての案件で減少している（別紙2-②、11）。ちなみに、本件提言案の第4項「法的需要と司法アクセス」第2「法的需要」には、「全体として事件数の増加率は、弁護士数の増加率を上回っている」と記載しているが、統計上、事件数は減少し続けており、事件数の増加率が弁護士数の増加率を上回るなどということはありえないようと思われる。本件提言案の「全体として事件数の増加率は、弁護士数の増加率を上回っている」との記載については、如何なる統計に基づき、如何なる計算によって導かれるのか明示すべきである。

1990年と2006年の弁護士選任率を比較すると（別紙10）、少年事件における弁護士付添人選任率が0.9%から6.7%に増加しているが、その他民事調停事件の代理人選任率、民事通常事件の弁護士選任率及び遺産分割調停事件の弁護士選任率も減少している。

更に、市民5万人を対象にした日弁連が実施したアンケート（別紙11）によれば、弁護士に相談することを考えた市民のうち5割に相当する市民が実際に弁護士に依頼をしており、その紛争の対象となる金額のアンケート結果を見ると、紛争対象金30万円を下回る案件についても既に市民が弁護士に相当数依頼していることが明らかとなっている。

結局、市民の需要を考慮しても、現在の2万7000人の倍に相当する弁護士数が必要との理由は存在しない。

### （3）人口推移等今後の社会のあり方

わが国の人団は、如何なる人口統計予想でも、減少することが見込まれており、その構成要素も少子高齢化が益々加速する。そして、15歳から64歳を構成する所謂「生産年齢」の占める割合の人口は激減する。国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に発表した「日本の将来推計人口」（別紙12）によれば、出生率1.06の低位仮定で予想した平成67年の将来推計人口は、8411万人で平成17年の人口1億2777万人と比較して34%減であるが、平成17年の生産年齢が8442万人であるのに対して、平成67年の生産年齢は、低位仮定で4213万人に半減するのである。それに伴い、

当然のことながら、わが国の経済活動も縮小せざるを得ない。また、厚生労働省の発表する人口統計予想の推移は、毎年減少の方向で修正されているのであり、低位予想に従っても楽観的な数字であることが強く推認される。

高齢者特有の事件も存在しうるが、経済活動の縮小に伴い全体的に見て法的需要は減っていくことが合理的に推察されうるのである。

#### (4) 潜在的な法的需要の問題

本件提言案には、第4項「法的需要と司法アクセス」4「小括」には「潜在的な法的需要の司法へのアクセスを確保する制度的基盤が未だ整備されていないことから法的需要が顕在化せず」と記載されている。

しかし、「潜在的法的需要」があたかも存在するかのごとき前提の記載は、不合理である。「制度的基盤」とのことであるが、司法改革が決定されてから、約9年が経過するが、いかなる観点から統計を取っても、調査検討しても、また、日弁連がいかに業務拡大に努力しても「潜在的法的需要」が存在するとの事象・現象はどこにも認められない。司法改革から9年経っても、潜在的法的需要の萌芽さえどこにも認められないと言うことは、潜在的法的需要自体が存在しないと結論づけるのが合理的である。

にもかかわらず、あたかもどこかに「潜在的法的需要」が存在するかの如き前提で論ずるのは非論理的である。

#### (5) 制度的基盤整備の問題

本件提言案においても司法予算の問題、裁判官や検事の増加の問題等々、法曹人口5万人を裏付ける制度的基盤整備が欠落していることが記載されているのであり、制度的基盤整備なしに法曹人口、特に弁護士人口のみを増やしてもいびつな構造が是正されるわけでもなく、社会的弊害を防げるわけでもない。

#### (6) 新人弁護士の就職難や登録しない修習生の増加の問題

二回試験に合格しても、就職先がなく、即独せざるを得ない新人弁護士や登録自体を断念せざるを得ない有資格者が劇的に増大している。

年間の司法試験合格者数が2000人を超えたのは、2007年度と2年前に過ぎず、修習期間を考えると2000人を超える司法試験合格者が世に輩出

されたのは、2008年の1年前に過ぎない。

にもかかわらず、十分なオンザジョブトレーニングを受けられない弁護士がこれほど多く輩出されている以上、年間2100人～2200人を前提とした本件提言案を容認することは到底できない。

この点、企業内弁護士に就職する弁護士の数が増えることにより問題解消を望む声もあるが、今後益々弁護士間の経済的・社会的較差は広がり、弁護士としての同質性を保つことは事実上不可能となってきた。

弁護士の同質性や団結等を前提とした弁護士の生命線である弁護士自治は危機に瀕していると言わざるを得ない。社内弁護士として就職先が確保されたとしても、弁護士自治の危機に対する問題が解消されるわけではない。

以上からして、我々は、弁護士自治の観点からしても、法曹人口5万人、司法試験合格者数2100人～2200人を前提とした本件提言案に賛成することはできない。

#### (7) 最後に

2000年の日弁連臨時総会決議及び2001年の司法改革審議会意見書が公表されて以降、様々なアンケートや現象面を冷静に見た場合、法曹人口5万人の需要があるとは到底考えられないであって、現状の2000人を少し上回る合格者数が輩出される前から既に社会的弊害が出現してきている以上、法曹人口5万人を前提とした2100人から2200人を前提とする本件提言案に対しては、断固反対の意見を述べる。

以上

## 3-2-1 弁護士会等による法律相談活動

## 2 弁護士会による法律相談

弁護士会が行っている法律相談事業について、2004年度及び2005年度の相談件数について弁護士会ごとにまとめたものである。無料法律相談には、地方公共団体に弁護士会が弁護士を派遣して行う無料法律相談等も含まれている。

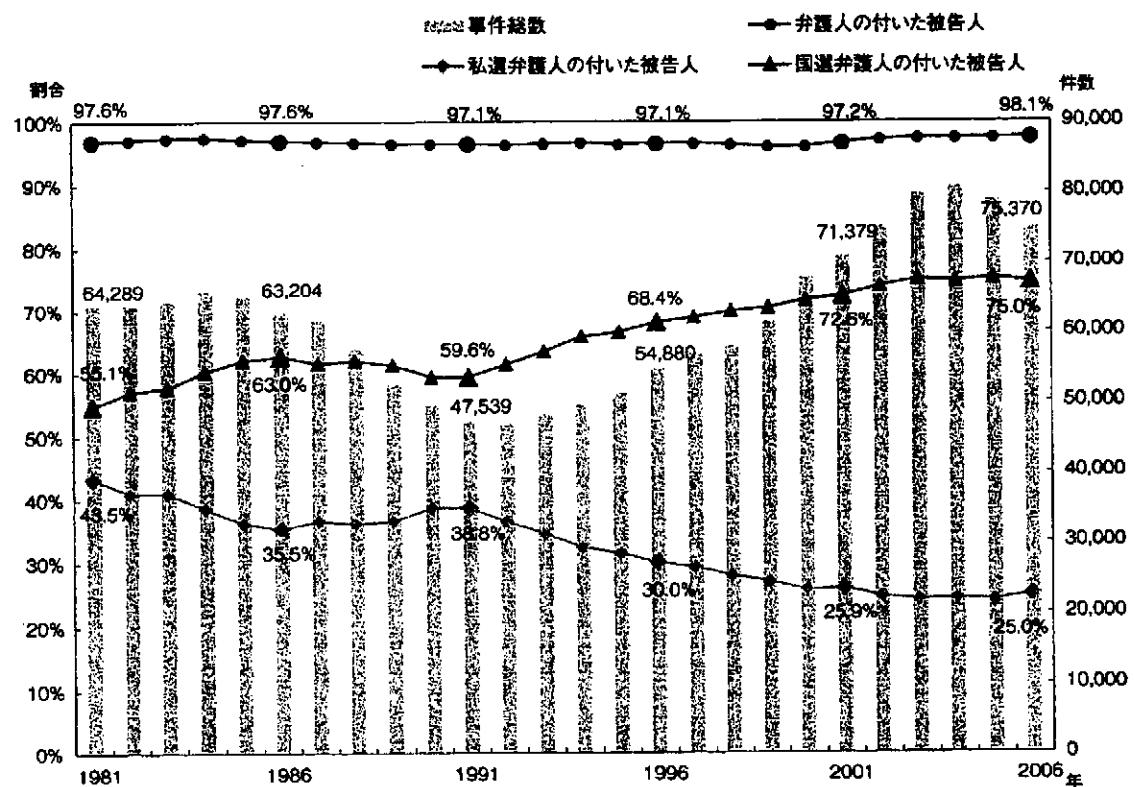
■弁護士会別法律相談件数一覧(2004・2005年度)■

	2004年度					2005年度							
	有料法律 相談件数	無料法律 相談件数	法律扶助 協会	交通事故 センター	その他	法律相談 総件数	有料法律 相談件数	無料法律 相談件数	法律扶助 協会	交通事故 センター	その他	法律相談 総件数	
北海道弁連	札幌	7,111	4,290	2,200	2,001	89	11,401	5,567	16,617	1,964	1,851	12,802	22,184
	函館	531	1,742	463	115	1,164	2,273	504	1,858	601	91	1,166	2,362
	旭川	495	1,880	242	48	1,590	2,375	569	1,841	297	74	1,470	2,410
	釧路	670	418	392	26		1,088	658	675	646	29		1,333
東北弁連	仙台	5,968	4,015	3,242	773		9,983	5,730	4,135	3,402	733		9,865
	福島県	2,286	4,371	508	184	3,679	6,657	2,204	4,769	698	196	3,875	6,973
	山形県	1,740	3,109	712	151	2,246	4,849	1,939	2,247	796	181	1,270	4,186
	岩手	1,413	2,790	616	55	2,119	4,203	1,442	3,687	1,579	84	2,024	5,129
青森県	秋田	3,067	1,977	1,013	85	879	5,044	3,225	2,168	1,267	75	826	5,393
	青森県	1,208	2,663	1,514	106	1,043	3,871	1,249	2,655	1,556	119	980	3,904
	東京	22,073				430		22,403				0	64,982
	第一東京	7,231						7,050				7,050	7,050
関弁連	第二東京	12,584	42,579	28,624	13,428		89,421	13,119	42,579	30,162	13,588		13,119
	(多摩)	4,944				97		4,845				101	4,845
	横浜	17,666	26,791	2,257	541	23,993	44,457	13,735	30,381	2,392	541	27,448	44,116
	埼玉	8,528	1,975	1,352	376	247	10,503	6,647	5,544	1,731	377	3,436	12,191
関弁連	千葉県	5,909	7,424	1,686	148	5,590	13,333	8,038	7,711	1,907	153	5,651	15,749
	茨城県	4,385	846	653	93	100	5,234	3,902	1,385	946	93	346	5,287
	栃木県	2,736	1,117	452	809	56	3,853	2,655	1,270	663	548	59	3,926
	群馬	3,216	1,114	361	253	500	4,330	3,070	1,630	504	264	882	4,700
中部弁連	静岡県	3,994	2,275	1,117	619	539	6,268	2,072	3,201	1,008	624	1,569	5,273
	山梨県	1,575	2,239	643	71	1,525	3,814	1,572	2,402	834	93	1,475	3,974
	長野県	1,452	343	62	1,047	1,452		1,844	616	73	1,155	1,844	
	新潟県	1,845	2,423	1,079	533	811	4,268	1,822	1,966	787	568	611	3,788
中部弁連	名古屋	18,584	4,435	1,911	2,429	95	23,019	17,293	6,740	1,921	2,421	2,398	24,033
	三重	2,816	989	558	145	286	3,805	2,774	995	610	149	236	3,769
	岐阜県	2,267	1,221	786	435		3,488	2,181	1,351	863	440	48	3,532
	福井	1,300	2,178	174	23	1,981	3,478	1,210	2,399	250	36	2,111	3,609
近弁連	金沢	930	3,767	618	122	3,027	4,697	917	3,462	640	119	2,703	4,379
	富山県	808	358	291	67		1,166	746	400	330	70		1,146
	大阪	20,164	58,799	4,499	3,718	50,582	78,963	16,803	59,390	8,813	3,869	46,708	76,193
	京都	5,512	19,036	1,254	1,166	16,616	24,548	4,894	17,337	1,626	1,188	14,523	22,231
近弁連	兵庫県	9,365	19,529	3,199	960	15,370	28,894	8,981	4,355	3,302	999	54	13,336
	奈良	1,891	7,851	1,202	450	6,199	9,742	1,509	8,029	1,507	454	6,068	9,538
	滋賀	2,098	2,244	420	164	1,660	4,342	1,898	2,500	588	162	1,750	4,398
	和歌山	1,133	3,167	552	77	2,538	4,300	1,121	3,067	627	136	2,304	4,188
中国弁連	広島	5,277	6,853	1,587	951	4,315	12,130	4,535	6,206	1,441	1,003	3,762	10,741
	山口県	996	4,718	535	106	4,077	5,714	1,320	4,492	597	116	3,779	5,812
	岡山	4,256	6,342	1,025	514	4,803	10,598	3,698	6,131	1,055	470	4,606	9,829
	鳥取県	947	399	175	22	202	1,346	761	334	179	35	120	1,095
四国弁連	島根県	540	1,502	277	22	1,203	2,042	540	1,861	581	16	1,284	2,401
	香川県	649	1,919	477	122	1,320	2,568	811	1,857	464	123	1,270	2,668
	徳島	752	1,857	528	113	1,226	2,619	757	2,006	574	95	1,337	2,763
	高知	-	2,090	465	155	1,470	2,090	-	1,441	488	173	780	1,441
九弁連	愛媛	1,510	1,164	534	158	472	2,674	1,551	1,174	532	178	464	2,725
	福岡県	16,319	21,561	2,432	1,332	17,797	37,880	15,693	20,489	3,132	1,394	15,963	36,182
	佐賀県	658	726	602	92	32	1,384	694	812	636	106	70	1,506
	長崎県	918	1,749	1,055	63	631	2,667	906	2,164	1,261	69	834	3,070
九弁連	大分県	1,402	219	162	67		1,621	1,621	384	312	72		2,005
	熊本県	3,618	4,398	122	291	3,985	8,016	3,372	2,799	113	296	2,391	6,171
	鹿児島県	2,026	426	352	74	-	2,452	2,254	832	602	78	152	3,086
	宮崎県	979	2,176	455	15	1,706	3,155	996	2,852	618	27	2,207	3,848
	沖縄	1,640	690	467	223		2,330	1,702	693	495	198		2,395
	合計	230,543	299,863	76,173	34,353	189,337	530,406	215,556	307,117	88,513	34,848	192,076	522,673

- 【注】1. 法律扶助協会・交通事故センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。  
 2. 無料法律相談のその他には、弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会・郵便貯蓄相談センター・日本損害保険協会・商工会議所等が含まれるが、弁護士会によって、これらの件数を把握していない会もある。  
 3. 2005年度の仙台における有料法律相談件数5,730件のうち、189件は東北弁護士会連合会によるもの。  
 4. 空欄は数値不明、一の表記は、実施していないことを表す。

## 2 地方裁判所における刑事弁護人（被告人段階）選任率の推移（国選・私選別）

地方裁判所における刑事弁護人の選任状況を見ると、事件数（終局人員）としては1992年までは減少傾向にあったが、その後大幅に増え、2003年以降8万件前後で推移し、2005年以降漸減してきている。そのうち、被告人に弁護人の付く割合は100%近くに達している。弁護人の付いた被告人のうち、私選弁護人の付いた被告人と国選弁護人の付いた被告人の割合を見ると、1981年頃では双方の割合の差はあまりなかったが、国選弁護人を付ける被告人の割合は年々増え続け、1990年代後半以降、国選弁護人の選任率は70%を超えており、2006年時点で私選弁護人の選任率は25%台にまで減少している。

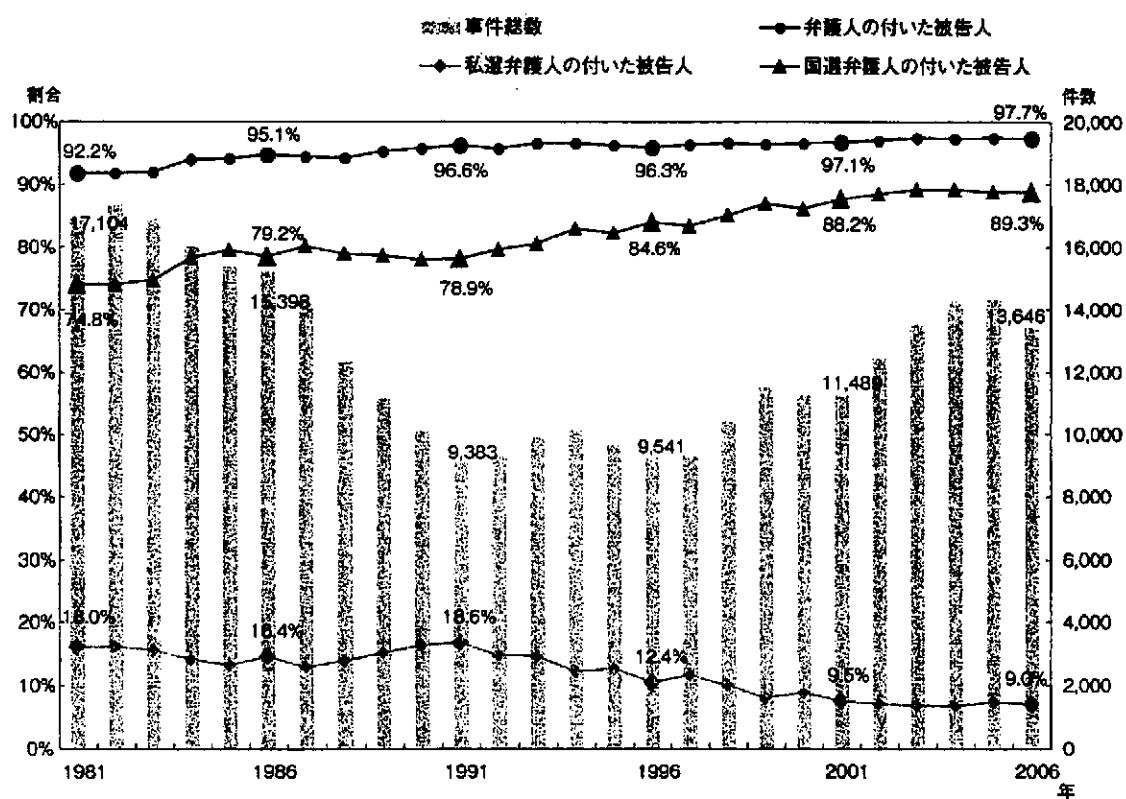


【注】数値は、「司法統計年報(刑事編)」「通常第一審事件の終局人員別一弁護人別一地方裁判所管内全地方裁判所別」によるもの。

## 2-1-1 國選弁護活動

### 3 簡易裁判所における刑事弁護人（被告人段階） 選任率の推移（國選・私選別）

簡易裁判所の刑事事件は、事件総数としては減少傾向にあったが、近年再び増加傾向にある。そのうち100%近いケースに弁護人が付いているが、圧倒的に國選弁護人が多く、私選弁護人の割合は9%台と低い値で推移している。



【注】数値は、「司法統計年報(刑事編)」「通常第一審事件の終局総人員—弁護関係別—地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。

# 第1章

## 法律扶助の実績

別紙1-④

### 1 財団法人法律扶助協会の事業の概要

財団法人法律扶助協会は、1952（昭和27）年1月、日本弁護士連合会により民法上の公益法人として設立された法律扶助協会がその前身であり、民事法律扶助事業及び自主事業を行ってきた。

2007（平成19）年3月31日をもって解散し、その業務は原則として日本司法支援センターに引き継がれた。

#### ■主な事業の実績推移■

##### 民事法律扶助事業

事業	2004年	2005年	2006年
代理援助	48,435件	56,318件	28,426件
書類作成援助	3,028件	3,639件	1,853件
法律相談援助	76,173件	88,513件	42,558件

【注】民事法律扶助事業は、日本司法支援センターの業務開始（2006年10月2日～）に伴い、同センターに移管され、2006年10月1日をもって事業を完了した。従って、2006年度は、2006年4月1日～10月1日までの実績である。

##### 自主事業

事業	2004年	2005年	2006年
刑事被疑者弁護援助	7,043件	8,480件	8,316件
少年保護事件付添扶助	2,970件	3,593件	3,653件
犯罪被害者法律援助	96件	115件	126件
中国残留日本人国籍取得支援	20件	22件	20件
難民法律援助	36件	27件	33件

【注】自主事業は、2007年3月31日をもって事業を完了した。2006年度は2006年4月1日～2007年3月31日までの実績である。

## 第1編 総合法律支援・司法関連予算

別紙1-(5)

## 4-3 司法関連予算

次の表は、司法関連予算のうち、検察庁予算、司法修習生手当予算(裁判所予算の内訳の一つ)、検察審査会予算、及び法律扶助事業費補助金、日本司法支援センター運営費交付金を表したものである。

これを見ると、2002年度までは検察審査会予算の方が司法修習生手当予算よりも大きかったことがわかる。司法修習生手当予算は、近年大幅な増加傾向にあり、2007年度においては、5年前と比べ約1.7倍となっている。

## ■司法修習生手当予算■

年 度	予算額(百万円)
1993	4,628
1994	5,104
1995	5,503
1996	5,692
1997	5,830
1998	5,882
1999	6,082
2000	5,328
2001	5,763
2002	5,790
2003	6,387
2004	6,421
2005	7,596
2006	9,149
2007	10,030

## ■検察審査会予算■

年 度	予算額(百万円)
1993	5,765
1994	5,889
1995	5,849
1996	5,966
1997	6,091
1998	6,144
1999	6,076
2000	6,040
2001	6,092
2002	6,181
2003	6,094
2004	5,972
2005	5,977
2006	5,872
2007	5,807

## ■検察庁予算■

年 度	予算額(百万円)
1993	92,237
1994	93,536
1995	95,685
1996	97,511
1997	100,137
1998	102,752
1999	104,832
2000	105,560
2001	106,110
2002	105,665
2003	104,524
2004	103,037
2005	104,151
2006	104,041
2007	104,884

## ■法律扶助事業費補助金■

年 度	総額(百万円)
1999	910
2000	2,142
2001	2,822
2002	3,290
2003	3,489
2004	3,991
2005	4,493
2006	2,435

## ■日本司法支援センター運営費交付金■

年 度	総額(百万円)
2006	5,980
2007	10,213

【注】法律扶助事業費補助金については、2003年度までは実績で、2004年以降は予算額である。  
併せて、2006年度は、上半期（4月～9月）分の予算額であり、下半期（10月～3月）分については日本司法支援センターの運営費交付金から拠出される。なお、法律扶助事業費補助金は2006年度限りの経費である。

# 第3章

## 司法関連予算

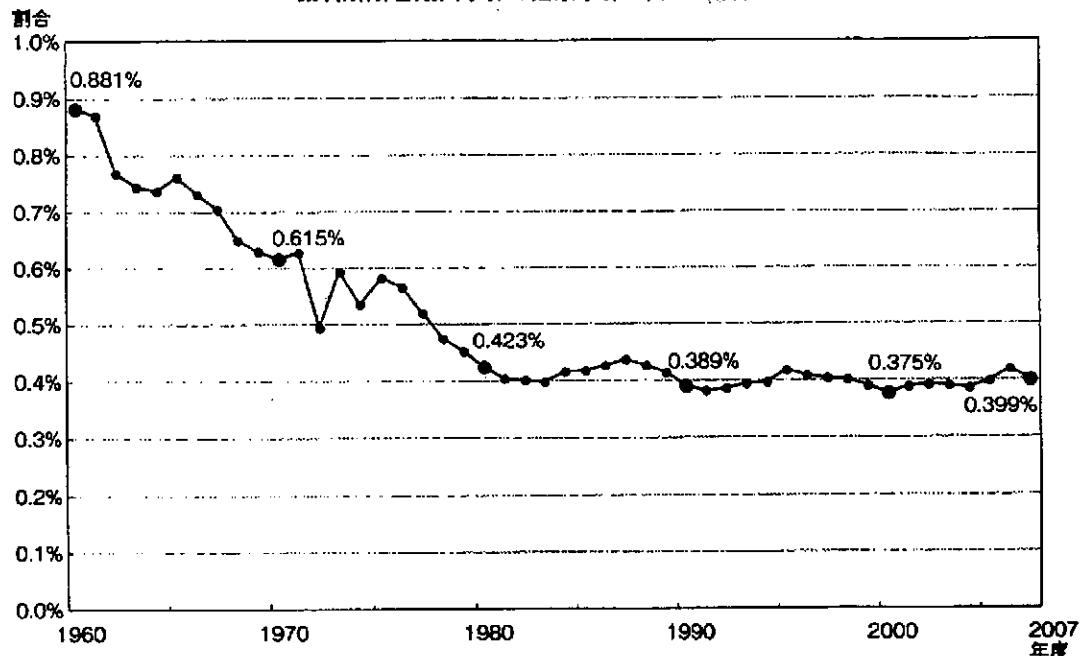
別紙1-⑥

弁護士が裁判所、検察庁とともに、我が国の司法の一翼を担う存在であることは言うまでもない。そして、司法全体の発展が国家予算の中の司法関連予算に大きく左右されるものであることもまた明らかである。

次のグラフは、国家予算全体の中で、裁判所関連の予算の占める割合の推移をグラフにまとめたものである。これを見ると、もともと1%以下という低い割合にとどまっていたものであるが、さらに減少傾向にあることがわかる。近時は概ね0.4%前後で推移している。

現在裁判所における審理期間の短縮等が重要課題として議論されているが、そのためには裁判官等の大幅増員が必要不可欠であり、裁判所関連予算の大幅拡充が求められるところである。

裁判所所管歳出予算の国家予算に占める割合



年 度	裁判所所管歳出予算 (百万円)	国家予算に占める 裁判所予算の割合	国家予算歳出統計 (百万円)
1960	13,834	0.881%	1,569,675
1965	27,827	0.761%	3,658,080
1970	48,895	0.615%	7,949,764
1975	123,645	0.581%	21,288,800
1980	180,102	0.423%	42,588,843
1985	218,392	0.416%	52,499,643
1990	257,404	0.389%	66,236,791
1995	295,048	0.416%	70,987,120
2000	318,666	0.375%	84,987,053
2005	325,949	0.397%	82,182,918
2006	333,106	0.418%	79,686,402
2007	330,394	0.399%	82,908,808

## 特集2 弁護士の大都市偏在と訴訟需要

## 特集2-1 弁護士数と訴訟需要の全国比較

	都道府県	弁護士数	人口(人)	弁護士率 (10万人あたり) (弁護士数(人))	(2000年対比)	平均年齢	(2000年対比)
東北ブロック	北海道	586	5,570,449	10.52	(+55.3%)	48歳8か月	(-3歳4か月)
	宮城	283	2,347,371	12.06	(+35.8%)	52歳6か月	(-7か月)
	福島	115	2,066,644	5.56	(+46.1%)	50歳11か月	(-4歳0か月)
	山形	65	1,198,368	5.42	(+32.3%)	54歳7か月	(+11か月)
	岩手	69	1,364,024	5.06	(+74.7%)	53歳2か月	(-1歳4か月)
	秋田	60	1,120,646	5.35	(+29.9%)	51歳11か月	(-1歳5か月)
関東ブロック	青森	64	1,406,928	4.55	(+67.8%)	50歳8か月	(-5歳1か月)
	東京	12,113	12,758,371	94.94	(+44.3%)	49歳3か月	(-3歳7か月)
	神奈川	967	8,880,062	10.89	(+37.2%)	51歳4か月	(-4歳0か月)
	埼玉	436	7,090,332	6.15	(+50.8%)	50歳4か月	(-1歳10か月)
	千葉	397	6,098,215	6.51	(+51.9%)	50歳6か月	(-2歳9か月)
	茨城	136	2,968,741	4.58	(+45.5%)	50歳6か月	(-5歳9か月)
	栃木	120	2,013,755	5.96	(+25.8%)	52歳10か月	(-10か月)
	群馬	166	2,016,173	8.23	(+35.5%)	53歳2か月	(-6か月)
	静岡	276	3,800,610	7.26	(+29.1%)	53歳7か月	(-1歳1か月)
	山梨	76	876,813	8.67	(+51.0%)	51歳0か月	(+1歳10か月)
中部ブロック	長野	147	2,180,414	6.74	(+42.2%)	52歳11か月	(+3か月)
	新潟	169	2,404,794	7.03	(+43.8%)	51歳9か月	(-7か月)
	愛知	1,162	7,359,895	15.79	(+38.3%)	50歳5か月	(-1歳10か月)
	三重	96	1,876,000	5.12	(+41.9%)	52歳9か月	(+8か月)
	岐阜	118	2,103,942	5.61	(+37.5%)	53歳3か月	(-1歳2か月)
	福井	66	815,946	8.09	(+76.5%)	47歳5か月	(-3歳7か月)
近畿ブロック	石川	107	1,169,963	9.15	(+42.1%)	51歳3か月	(-1歳11か月)
	富山	67	1,105,704	6.06	(+33.2%)	53歳6か月	(-1歳9か月)
	大阪	3,254	8,811,653	36.93	(+35.1%)	50歳11か月	(-2歳1か月)
	京都	426	2,635,328	16.16	(+38.8%)	51歳6か月	(-1歳7か月)
	兵庫	554	5,588,737	9.91	(+44.4%)	52歳1か月	(-3歳8か月)
	奈良	115	1,410,049	8.16	(+68.1%)	50歳1か月	(-3歳8か月)
中国ブロック	滋賀	82	1,396,008	5.87	(+87.8%)	47歳9か月	(-5歳10か月)
	和歌山	90	1,019,429	8.83	(+52.3%)	51歳5か月	(-1歳11か月)
	広島	346	2,873,350	12.04	(+33.8%)	52歳3か月	(-1歳9か月)
	山口	102	1,473,606	6.92	(+60.2%)	52歳5か月	(-1か月)
	岡山	229	1,952,524	11.73	(+39.5%)	51歳11か月	(-1歳0か月)
四国ブロック	鳥取	46	599,889	7.67	(+95.9%)	48歳9か月	(-8歳7か月)
	島根	40	731,044	5.47	(+98.4%)	48歳3か月	(-4歳9か月)
	香川	108	1,005,703	10.74	(+32.3%)	54歳5か月	(-1歳11か月)
	徳島	60	799,916	7.50	(+18.9%)	50歳3か月	(-2歳3か月)
	高知	69	781,585	8.83	(+46.6%)	55歳7か月	(-2歳1か月)
九州ブロック	愛媛	116	1,451,976	7.99	(+45.5%)	56歳3か月	(+1か月)
	福岡	753	5,055,850	14.89	(+35.3%)	51歳6か月	(-1歳10か月)
	佐賀	60	859,287	6.98	(+70.0%)	50歳5か月	(-4歳3か月)
	長崎	98	1,453,457	6.74	(+50.4%)	54歳5か月	(-3歳10か月)
	大分	96	1,203,055	7.98	(+49.9%)	51歳8か月	(-6か月)
	熊本	164	1,827,938	8.97	(+57.4%)	50歳7か月	(-4歳3か月)
	鹿児島	100	1,730,422	5.78	(+35.8%)	51歳9か月	(-1歳0か月)
	宮崎	75	1,142,656	6.56	(+60.0%)	50歳3か月	(-1歳10か月)
沖縄		197	1,373,172	14.35	(+6.2%)	60歳8か月	(-2歳7か月)
合計・全国平均		25,041	127,770,794	19.60	(+45.2%)	50歳4か月	(-2歳11か月)

【注】1. 弁護士数・平均年齢は、日弁連調べによる2008年の各3月31日現在のもの。

2. 人口は、総務省統計局「人口推計」より2007年10月1日現在のもの。

## 特集2 弁護士の大都市偏在と訴訟需要

## 特集2-1 弁護士数と訴訟需要の全国比較

	都道府県	訴訟事件数	訴訟事件率 (10万人あたり) (訴訟事件数)	(2000年対比)	単純弁護士 選任率	(2000年対比)	修正弁護士 選任率	(2000年対比)
東北ブロック	北海道	5,340	95.86	(-1.7%)	0.83	(+2.9%)	1.20	(+1.1%)
	宮城	2,306	98.24	(+1.1%)	0.83	(+1.0%)	1.21	(-1.0%)
	福島	1,379	86.73	(-13.8%)	0.82	(+1.3%)	1.16	(-4.0%)
	山形	935	78.02	(+47.3%)	0.78	(-3.0%)	1.13	(-11.4%)
	岩手	1,278	93.69	(+69.5%)	0.80	(+11.7%)	1.06	(-1.2%)
	秋田	999	89.15	(+19.7%)	0.82	(+15.8%)	1.12	(+7.3%)
	青森	965	68.59	(+18.0%)	0.67	(-7.0%)	0.94	(-14.8%)
関東ブロック	東京	33,023	258.83	(-3.1%)	0.87	(+1.1%)	1.30	(-1.7%)
	神奈川	7,542	84.93	(-6.7%)	0.77	(-1.9%)	1.14	(-4.4%)
	埼玉	4,968	70.07	(-9.3%)	0.79	(+4.5%)	1.15	(+0.9%)
	千葉	5,265	86.34	(-12.2%)	0.72	(+5.3%)	1.06	(+4.0%)
	茨城	1,870	62.99	(+2.2%)	0.79	(-0.5%)	1.16	(-1.7%)
	栃木	1,467	72.85	(-4.2%)	0.83	(-4.6%)	1.25	(-5.5%)
	群馬	1,746	86.60	(+10.4%)	0.82	(-2.0%)	1.26	(-4.8%)
	静岡	3,222	84.78	(+30.0%)	0.74	(-12.7%)	1.14	(-14.7%)
	山梨	776	88.50	(+7.7%)	0.82	(+0.7%)	1.16	(-6.4%)
	長野	1,572	72.10	(+0.3%)	0.79	(-3.5%)	1.20	(-3.7%)
中部ブロック	新潟	1,375	57.18	(-2.7%)	0.81	(-2.0%)	1.26	(-2.9%)
	愛知	7,770	105.57	(-3.2%)	0.80	(-0.2%)	1.20	(-3.5%)
	三重	1,565	83.42	(+24.6%)	0.71	(-11.5%)	1.05	(-14.9%)
	岐阜	1,510	71.77	(+5.0%)	0.83	(-6.7%)	1.20	(-12.1%)
	福井	550	67.41	(+8.5%)	0.85	(+9.1%)	1.25	(+9.3%)
	石川	1,031	88.12	(+4.1%)	0.80	(-1.3%)	1.20	(+1.7%)
	富山	797	72.08	(+15.4%)	0.82	(-8.2%)	1.18	(-13.3%)
近畿ブロック	大阪	16,818	190.86	(-1.9%)	0.78	(-5.9%)	1.15	(-9.4%)
	京都	3,809	144.54	(-3.0%)	0.77	(+3.2%)	1.17	(-0.4%)
	兵庫	7,156	128.04	(+8.3%)	0.72	(-7.8%)	1.04	(-12.6%)
	奈良	1,347	95.53	(+0.5%)	0.76	(-3.4%)	1.16	(-7.2%)
	滋賀	1,183	84.74	(+18.5%)	0.70	(-9.4%)	1.06	(-12.7%)
	和歌山	962	94.37	(+5.3%)	0.70	(-9.3%)	1.06	(-15.7%)
中国ブロック	広島	2,546	88.61	(-22.7%)	0.80	(+12.3%)	1.25	(+15.6%)
	山口	1,359	92.22	(-6.0%)	0.84	(+34.2%)	1.19	(+30.6%)
	岡山	2,277	116.62	(+15.1%)	0.86	(+7.3%)	1.28	(+3.3%)
	鳥取	715	119.19	(+68.0%)	0.74	(+2.1%)	1.05	(-8.3%)
	島根	718	98.22	(+98.9%)	0.73	(+26.7%)	0.97	(+12.2%)
	香川	850	84.52	(-14.7%)	0.83	(+11.0%)	1.23	(+10.1%)
四国ブロック	徳島	838	104.76	(+17.8%)	0.86	(-0.9%)	1.24	(-8.9%)
	高知	644	82.40	(-4.7%)	0.77	(+5.8%)	1.14	(+3.4%)
	愛媛	1,209	83.27	(-21.4%)	0.81	(+28.7%)	1.17	(+24.2%)
	福岡	6,403	126.65	(-15.2%)	0.65	(+8.7%)	0.99	(+10.0%)
	佐賀	867	100.90	(+16.7%)	0.67	(+4.0%)	1.00	(-0.8%)
九州ブロック	長崎	1,196	82.29	(-10.0%)	0.70	(+9.5%)	1.04	(+10.9%)
	大分	940	78.13	(-29.2%)	0.81	(+5.2%)	1.25	(+11.8%)
	熊本	1,932	105.69	(+8.8%)	0.76	(+7.9%)	1.11	(+3.9%)
	鹿児島	1,864	107.72	(-1.7%)	0.71	(-2.6%)	1.03	(+4.6%)
	宮崎	1,279	111.93	(+7.6%)	0.72	(+6.3%)	1.02	(+5.3%)
	沖縄	2,604	189.63	(+50.0%)	0.53	(-26.1%)	0.78	(-26.4%)
	合計・全国平均	148,767	116.43	(+0.5%)	0.79	(+0.2%)	1.17	(-2.6%)

【注】1. 訴訟事件数、弁護士選任状況は、「平成18年司法統計年報(民事・行政編)」によるもの。

2. 単純弁護士選任率、修正弁護士選任率は、弁護士選任状況から日弁連が算出したもの。

# 別紙2-3

## 特集2 弁護士の大都市偏在と訴訟需要

### 特集2-1 弁護士数と訴訟需要の全国比較

	都道府県	訴訟事件率 (10万人あたり) 訴訟事件数	修正弁護士 選任率	平均訴額 (万円)	(2000年対比)	1人あたり 訴訟需要(円)	(2000年対比)
東北ブロック	北海道	95.86	1.20	1,327	(-24.8%)	15,307	(-25.3%)
	宮城	98.24	1.21	1,382	(-18.2%)	16,373	(-18.1%)
	福島	66.73	1.16	1,333	(+3.6%)	10,303	(-14.2%)
	山形	78.02	1.13	1,292	(-19.4%)	11,406	(+5.2%)
	岩手	93.69	1.06	992	(-34.1%)	9,870	(+10.4%)
	秋田	89.15	1.12	982	(-15.1%)	9,789	(+9.0%)
	青森	68.59	0.94	1,316	(+30.1%)	8,521	(+30.8%)
関東ブロック	東京	258.83	1.30	2,281	(-15.5%)	76,890	(-19.5%)
	神奈川	84.93	1.14	1,438	(-13.7%)	13,935	(-23.1%)
	埼玉	70.07	1.15	1,354	(-11.9%)	10,909	(-19.4%)
	千葉	86.34	1.06	1,508	(+9.7%)	13,758	(+0.2%)
	茨城	62.99	1.16	1,605	(-0.7%)	11,679	(-0.3%)
	栃木	72.85	1.25	1,636	(+1.7%)	14,876	(-8.0%)
	群馬	86.60	1.26	1,501	(+0.2%)	16,355	(+5.3%)
	静岡	84.78	1.14	1,476	(-21.6%)	14,213	(-13.0%)
	山梨	88.50	1.16	1,875	(+48.7%)	20,283	(+50.0%)
	長野	72.10	1.20	1,264	(-3.9%)	10,968	(-7.1%)
中部ブロック	新潟	57.18	1.26	1,571	(-10.8%)	11,332	(-15.7%)
	愛知	105.57	1.20	1,580	(+12.7%)	19,979	(+5.3%)
	三重	83.42	1.05	1,463	(+7.3%)	12,782	(+13.8%)
	岐阜	71.77	1.20	1,420	(-11.1%)	12,192	(-18.0%)
	福井	67.41	1.25	2,289	(+15.1%)	19,283	(+36.4%)
	石川	88.12	1.20	1,533	(-8.8%)	16,213	(-3.5%)
	富山	72.08	1.18	1,491	(-13.0%)	12,682	(-13.0%)
近畿ブロック	大阪	190.86	1.15	1,747	(-27.9%)	38,388	(-36.0%)
	京都	144.54	1.17	1,728	(-18.3%)	29,354	(-21.0%)
	兵庫	128.04	1.04	1,177	(-32.3%)	15,616	(-35.9%)
	奈良	95.53	1.16	1,172	(-13.3%)	12,972	(-19.1%)
	滋賀	84.74	1.06	1,961	(+48.3%)	17,538	(+53.5%)
	和歌山	94.37	1.06	1,476	(-26.5%)	14,778	(-34.8%)
中国ブロック	広島	88.61	1.25	1,541	(+6.7%)	17,027	(-4.6%)
	山口	92.22	1.19	1,723	(+6.7%)	18,928	(+31.0%)
	岡山	116.62	1.28	1,292	(-28.5%)	19,312	(-15.0%)
	鳥取	119.19	1.05	1,408	(+20.0%)	17,658	(+84.9%)
	島根	98.22	0.97	736	(-12.0%)	7,003	(+96.3%)
四国ブロック	香川	84.52	1.23	2,055	(+38.2%)	21,293	(+29.7%)
	徳島	104.76	1.24	1,324	(-13.5%)	17,147	(-7.2%)
	高知	82.40	1.14	1,574	(+47.1%)	14,818	(+44.9%)
	愛媛	83.27	1.17	1,384	(+27.5%)	13,506	(+24.4%)
	福岡	126.65	0.99	1,503	(+11.9%)	18,937	(+4.3%)
九州ブロック	佐賀	100.90	1.00	1,296	(+27.6%)	13,042	(+47.7%)
	長崎	82.29	1.04	1,086	(-15.2%)	9,280	(-15.4%)
	大分	78.13	1.25	1,451	(+31.1%)	14,214	(+3.8%)
	熊本	105.69	1.11	1,316	(-11.5%)	15,482	(+0.0%)
	鹿児島	107.72	1.03	1,021	(-17.0%)	11,360	(-14.7%)
	宮崎	111.93	1.02	1,201	(-3.3%)	13,746	(+9.6%)
	沖縄	189.63	0.78	1,198	(-31.9%)	17,757	(-24.7%)
	全国平均	116.43	1.17	1,649	(-12.4%)	22,444	(-14.6%)

【注】1. 平均訴額、訴訟需要は訴訟の目的の価額階級別の既済件数等から日弁連が算出したもの。

2. 訴訟の目的の価額階級別の既済件数は、「平成18年司法統計年報（民事・行政編）」によるもの。

## 特集2 弁護士の大都市偏在と訴訟需要

## 特集2-1 弁護士数と訴訟需要の全国比較

	都道府県	弁護士1人あたり 県民所得(十万元)	(2000年対比)	弁護士1人あたり 訴訟事件数	(2000年対比)	弁護士1人あたり 訴訟需要(万円)	(2000年対比)
	北海道	29,660	(-24.8%)	10.92	(-24.2%)	17,437	(-42.3%)
東北ブロック	宮城	25,657	(-17.0%)	9.57	(-12.6%)	15,948	(-29.2%)
	福島	61,335	(-18.1%)	14.83	(-27.0%)	22,896	(-27.4%)
	山形	49,189	(-22.2%)	15.58	(+20.6%)	22,780	(-13.8%)
	岩手	52,779	(-42.6%)	20.61	(+7.9%)	21,713	(-29.7%)
	秋田	49,594	(-15.5%)	18.85	(+4.2%)	20,698	(-5.0%)
	青森	68,198	(-22.5%)	20.98	(-2.2%)	26,063	(+8.5%)
関東ブロック	東京	5,630	(-14.2%)	3.09	(-23.7%)	9,192	(-36.7%)
	神奈川	33,900	(-18.7%)	9.08	(-20.9%)	14,891	(-34.8%)
	埼玉	55,442	(-28.2%)	13.21	(-30.2%)	20,572	(-38.0%)
	千葉	53,912	(-30.0%)	15.62	(-31.9%)	24,897	(-22.3%)
	茨城	72,179	(-25.3%)	15.98	(-18.3%)	29,635	(-20.4%)
	栃木	57,900	(-14.6%)	13.58	(-15.4%)	27,738	(-18.7%)
	群馬	39,915	(-19.7%)	12.04	(-6.7%)	22,741	(-11.0%)
	静岡	54,190	(-8.5%)	13.77	(+18.8%)	23,084	(-20.5%)
	山梨	36,580	(-28.8%)	11.76	(-17.9%)	26,946	(+14.4%)
	長野	49,459	(-22.5%)	12.48	(-17.8%)	18,979	(-23.8%)
中部ブロック	新潟	45,533	(-20.7%)	9.29	(-22.7%)	18,413	(-33.1%)
	愛知	25,335	(-15.4%)	7.70	(-19.4%)	14,573	(-12.4%)
	三重	67,380	(-18.2%)	18.41	(-0.8%)	28,210	(-9.4%)
	岐阜	58,872	(-18.5%)	15.10	(-9.8%)	25,651	(-29.6%)
	福井	47,138	(-26.3%)	11.00	(-18.8%)	31,468	(+2.1%)
	石川	35,615	(-22.5%)	10.97	(-16.6%)	20,180	(-22.7%)
近畿ブロック	富山	58,354	(-12.9%)	13.51	(-1.6%)	23,767	(-25.8%)
	大阪	9,049	(-22.4%)	5.66	(-20.5%)	11,389	(-48.1%)
	京都	19,405	(-23.2%)	9.64	(-24.6%)	19,584	(-38.6%)
	兵庫	31,094	(-26.7%)	14.57	(-15.4%)	17,774	(-49.9%)
	奈良	36,625	(-37.3%)	13.08	(-33.2%)	17,759	(-46.3%)
	滋賀	76,611	(-27.8%)	20.05	(-12.3%)	41,498	(+13.6%)
	和歌山	38,434	(-13.2%)	13.18	(-14.8%)	20,637	(-47.2%)
中国ブロック	広島	28,372	(-14.9%)	8.27	(-35.1%)	15,884	(-19.9%)
	山口	51,480	(-21.8%)	15.62	(-31.2%)	32,060	(-4.2%)
	岡山	26,627	(-17.5%)	11.68	(-3.1%)	19,337	(-28.4%)
	鳥取	43,775	(-35.5%)	22.34	(+23.3%)	33,103	(+35.6%)
	島根	56,886	(-39.7%)	22.44	(+25.3%)	15,999	(+23.7%)
四国ブロック	香川	29,104	(-14.4%)	9.34	(-23.5%)	23,533	(+16.3%)
	徳島	42,135	(-3.3%)	15.81	(+12.2%)	25,879	(-11.6%)
	高知	28,483	(-28.5%)	10.73	(-25.3%)	19,303	(+13.6%)
	愛媛	35,297	(-21.2%)	12.34	(-36.1%)	20,010	(+1.2%)
	福岡	19,878	(-19.6%)	9.47	(-30.2%)	14,163	(-14.1%)
九州ブロック	佐賀	45,244	(-27.3%)	18.06	(-14.2%)	23,347	(+8.6%)
	長崎	40,070	(-22.0%)	14.59	(-28.4%)	16,448	(-32.7%)
	大分	38,940	(-25.8%)	11.60	(-44.0%)	21,111	(-18.0%)
	熊本	30,928	(-30.0%)	13.61	(-20.2%)	19,930	(-26.6%)
	鹿児島	42,384	(-23.1%)	19.83	(-23.0%)	20,912	(-33.2%)
	宮崎	41,139	(-31.5%)	20.63	(-18.6%)	25,334	(-17.2%)
	沖縄	14,637	(-6.6%)	13.85	(+47.9%)	12,970	(-25.8%)
	全国平均	17,658	(-22.8%)	6.76	(-21.7%)	13,022	(-33.1%)

【注】弁護士数は日弁連調べによる2006年3月31日現在、県民所得は「県民経済計算年報」(2005年度)、訴訟事件数、訴訟需要は「平成18年司法統計年報(民事・行政編)」によるもの。

## 特集2 弁護士の大都市偏在と訴訟需要

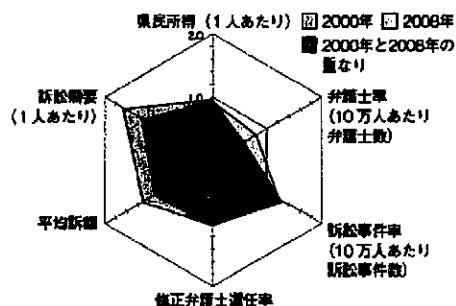
## 特集2-2 各都道府県の特徴

特集  
2

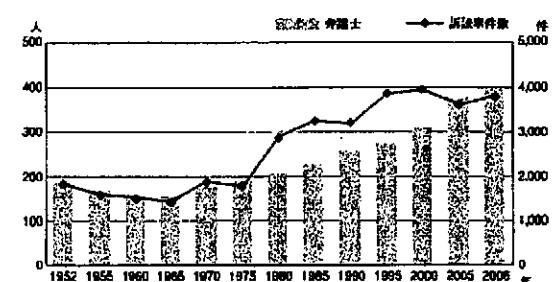
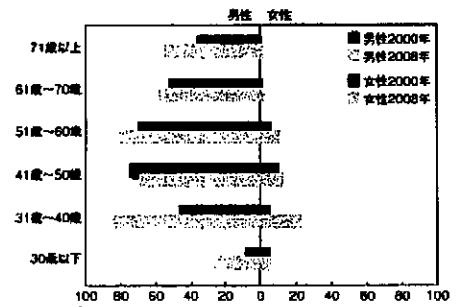
## 京都府

\*p.49参照

訴訟事件率が突出して高く、全国的にも類を見ない。しかし、平均訴額の減少とともに、訴訟需要が激減しており、\*弁護士1人あたり訴訟需要も39%減少している。



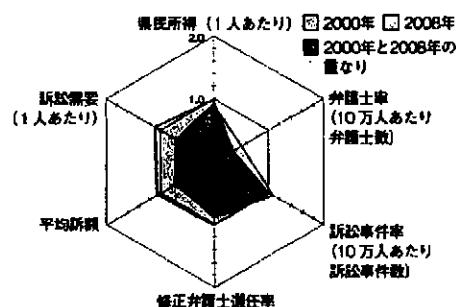
- 1人あたり県民所得 289.5万円 (全国第14位)
- 10万人あたり弁護士数 16.16人 (全国第3位)
- 平均年齢 51歳6ヶ月 (全国第23位)
- 女性弁護士率 14.08% (全国第7位)
- 10万人あたり訴訟事件数 144.54件 (全国第4位)
- 修正弁護士選任率 1.17 (全国第19位)
- 平均訴額 1728万円 (全国第7位)
- 1人あたり訴訟需要 29,354円 (全国第3位)



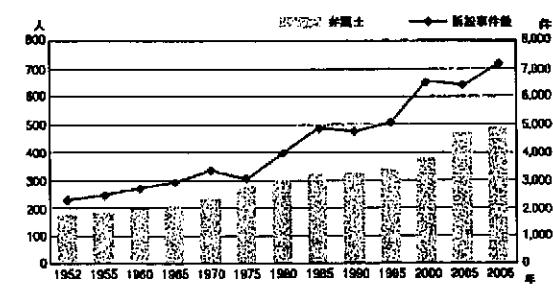
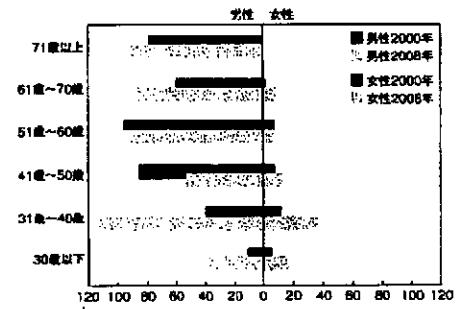
## 兵庫県

\*p.49参照

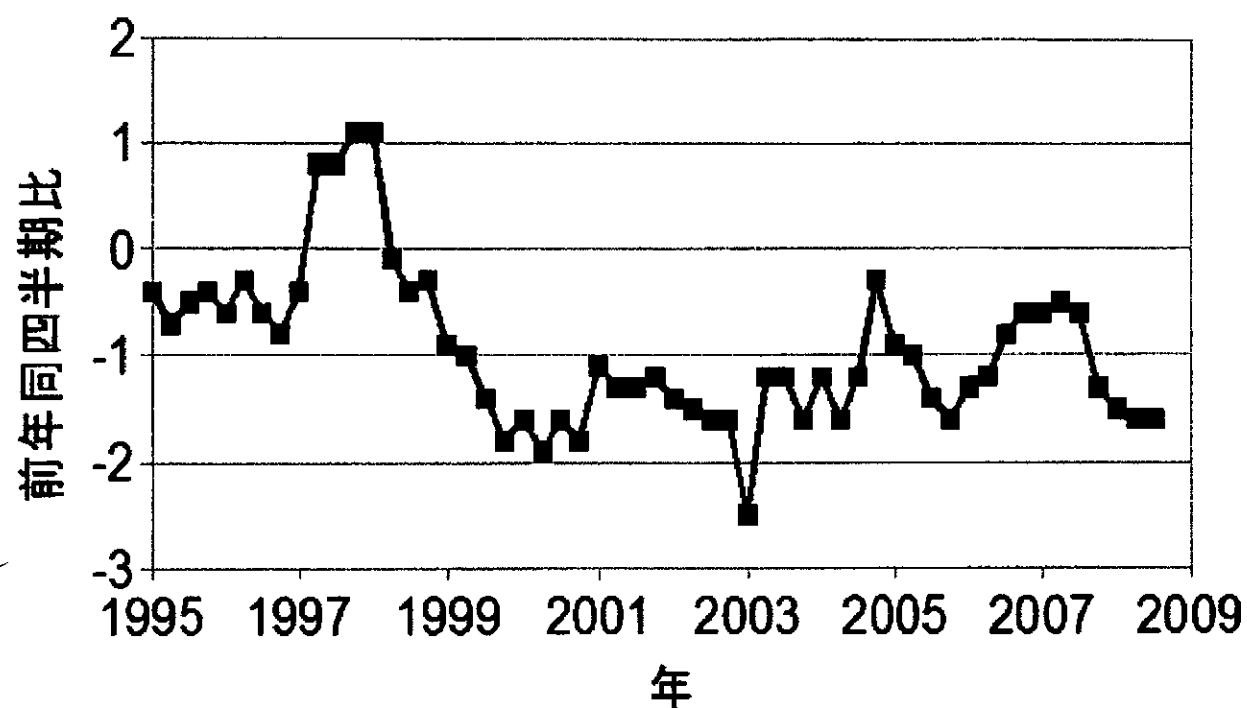
訴訟需要が36%減少しており、大阪に次いで下落幅が大きい。\*弁護士1人あたり訴訟需要の下落幅は全国最大であり(50%)、低迷する関西地域を象徴している。



- 1人あたり県民所得 273.1万円 (全国第23位)
- 10万人あたり弁護士数 9.91人 (全国第13位)
- 平均年齢 52歳1ヶ月 (全国第30位)
- 女性弁護士率 14.98% (全国第4位)
- 10万人あたり訴訟事件数 128.04件 (全国第5位)
- 修正弁護士選任率 1.04 (全国第40位)
- 平均訴額 1177万円 (全国第41位)
- 1人あたり訴訟需要 15,616円 (全国第19位)



## GDP デフレーター 別 紙 3.



# 別紙4

## 【別表9-2】企業数の推移

平成18年事業所・企業統計調査（総務省統計局）

### II 企業数の動向

#### 1 会社企業数の推移

会社企業数は151万6千企業、5年前に比べ10万2千企業、6.3%の減少

我が国の会社企業（以下「企業」という。）数は151万6千企業で、平成13年と比べると、10万2千企業（6.3%）（年率1.3%）の減少となっている。

（表II-1、図II-1）

※ 「会社企業」とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、

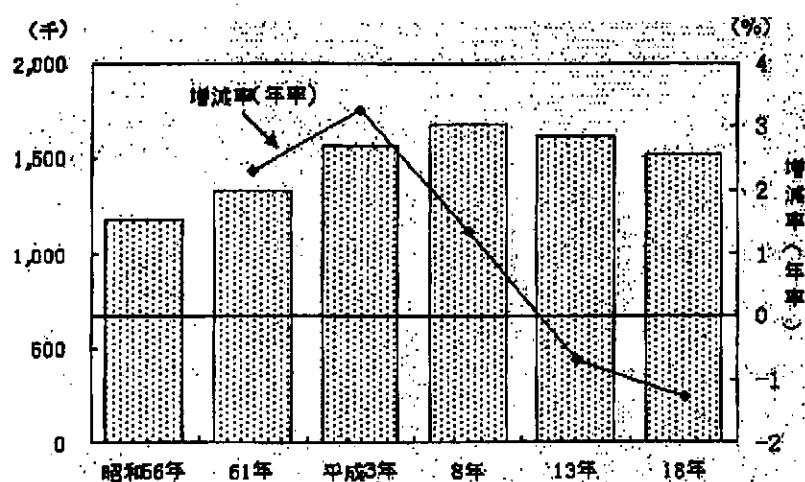
合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。

単独事業所の場合は、その事業所だけで「会社企業」となる。したがって、企業数は、本所事業所と単独事業所の合計をいう。

表II-1 企業数の推移（昭和56年～平成18年）

調査年	実数	増減率(%)	年率
昭和56年(1981)	1,196,098	-	-
61年(1986)	1,390,965	12.1	2.3
平成3年(1991)	1,661,900	17.4	3.8
8年(1996)	1,874,965	7.2	1.4
13年(2001)	1,817,000	-3.4	-0.7
18年(2006)	1,616,885	-6.0	-1.2

図II-1 企業数の推移（昭和56年～平成18年）



別紙

5

## 諸外国の法曹人口との比較(1997年)

	米国	イギリス	フランス	日本	合計
法曹人口	940,508	82,653	111,315	35,695	21,458 (19,733)
弁護士数	352.5	158.3	135.7	61.3	17.0 (1.57)
裁判官数	906,611	80,868	85,105	29,395	16,398
検察官数	339.87	154.89	103.77	50.15	13.0
司法官数	30,888	3,170	20,999	4,900	2,899 (2,093)
法務官数	11.8	6.07	25.6	8.4	2.3 (1.7)
法務省職員数	29.35	25.51	4.05	6.00	5.66 (7.83)
総合計	15,670,573	2,338,145	2,109,251	1,114,344	422,708
新受件数	14,124,529	(91,110)	829,720	(425,158)	89,634

## (注)

## 1 法曹人口について

日本 - 下段括弧内の数は、簡易裁判所判事及び検査官を除いた数  
アメリカ - 1995年(896,172人)と1999年(984,843人)の中間値

## 2 弁護士数について

アメリカ - 各州で活動している者の総数(996,270人)から、裁判官及び検査官の数を除いたもの

イギリス - パリスター(9,231人)とソリシタ(71,637人)の合計

フランス - 弁護士、控訴院代訴士、コンセイユデラ・検察院弁護士の合計

## 3 裁判官数について

日本 - 平成9年度の定員。下段括弧内の数は、簡易裁判所判事を除いた数

アメリカ - 全米50州及びワシントンD.C.における連邦(1,702人)と州(29,186人)の合計

イギリス - イングランド及びウェールズの法曹資格を有する裁判官数

ドイツ及びフランスは、いずれも法曹資格を有する裁判官数

## 4 民事第一審訴訟新受件数について

日本 - 地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(146,588)と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(276,120)の合計

アメリカ - 連邦地方裁判所の民事トライアル事件の新受件数(272,027)と州(アリゾナ、ジョージアを除く。)の裁判所の民事トライアル事件(15,398,546)の合計

イギリス - 高等法院大法官部の新受件数(7,065)、同女王座部の新受件数(121,446)、同オフィシャルレフリーアー部の新受件数(756)及びクラウンティーコートの民事訴訟事件の新受件数(2,208,878)の合計

ドイツ - 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(422,407)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(1,686,844)の合計

フランス - 大審裁判所の訴訟事件の新受件数(644,900)と小審裁判所の訴訟事件の新受件数(496,444)の合計

## 5 刑事第一審訴訟事件新受件数(人員)について(イギリス及びフランスについては、日本の簡易裁判所レベルの裁判所の事件数を含んでいない。)

日本 - 地方裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(75,834)と簡易裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(13,800)の合計

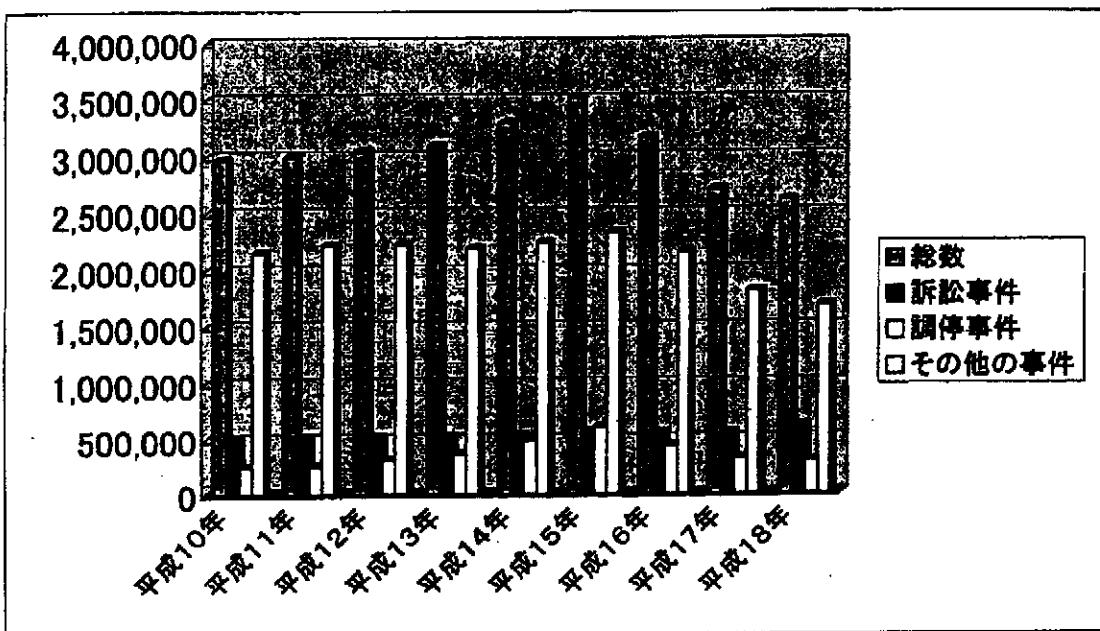
アメリカ - 連邦地方裁判所のトライアル事件の新受件数(50,363)。ただし、マジストレイHによるものを除く。)と州(アリゾナ、ジョージア、ミシシッピ、ネバダを除く。)の裁判所の刑事トライアル事件の新受件数(14,074,166)。ただし、交通事件を除く。)の合計

イギリス - クラウンコートの新受件数(91,110)。マジストレイコートの新受件数については不明であるが、既済件数は1,855,300である。

ドイツ - 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(14,702)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(815,016)の合計

フランス - 重罪院(3,327)と経界裁判所(421,831)の合計。運営費抜きの新受件数については不明であるが、既済件数は757,735である。

## 民事・行政・家事新受件数の推移



	総数	訴訟事件	調停事件	その他の事件	家事事件総数	統計
平成10年	6,391,047	2,975,984	521,744	248,833	487,477	
平成11年	6,532,462	2,998,593	523,240	263,507	520,971	
平成12年	6,689,141	3,051,709	524,884	317,986	560,935	
平成13年	6,794,469	3,098,011	533,499	367,404	596,478	
平成14年	7,222,486	3,298,354	544,008	489,955	638,195	
平成15年	7,724,746	3,520,500	570,899	615,313	683,718	
平成16年	7,045,719	3,173,083	566,408	440,724	699,553	
平成17年	6,144,387	2,713,309	566,288	322,987	717,769	
平成18年	5,984,939	2,621,139	621,883	304,049	742,661	

山形

**追跡やまがた：県弁護士会、司法試験合格者削減で決議 弁護士の需要増ない／山形**

「合格者3000人は多すぎる。当面、1500人程度にとどめるべきだ」。県弁護士会は27日の定例総会で、司法試験の合格者削減を求める決議を国に提出することを決めた。国の司法制度改革推進計画では、地方の弁護士過疎問題の解消も目的の一つに、10年までに、合格者を年間約3000人に増やす計画だ。しかし、典型的な弁護士過疎地域の山形県の弁護士会が、合格者増に疑問を示した。【細田元彰】

## ◇「弁護士の需要増ない」過疎地から疑問の声

「県内の弁護士需要は増えていない」。県弁護士会の五十嵐幸弘会長はそう説明する。

現在、県内の弁護士は70人。合格者増を受け、6年前の52人から急増した。県弁護士会は02年10月、容疑者国選弁護への対応などを考慮し、県内の適正な弁護士数は約80人として、12年度で達成するという目標を示した。しかし、近年の増加率から12年度時点では80人を超える可能性が高いという。

一方、同会は県内の弁護士需要を「将来は横ばいか、減る」と分析する。現在急増している消費者金融業者への過払い金返還請求は、07年ごろからグレーゾーン金利で貸し付ける業者が減った結果、今後数年で激減するとみられるからだ。

県内の事務所も採用には消極的だ。

同会が実施した採用アンケートによると、「新たに弁護士を採用する」と答えた事務所は少なく、09年度の採用予定はわずか2人。「採用するだけの仕事がない」と答える事務所が多い。88年以降、県内は人口が減り続けている。東京の大企業のように、専属の弁護士を雇う企業もゼロ。

合格者増で弁護士の質の低下も懸念している。新司法試験合格者の司法修習の卒業試験の落第率は、08年度は全体の6・1%。98年度の0・7%から大幅に増えた。

首都圏では一層、弁護士の就職難は厳しい。「合格者を増やすことで、地方にも弁護士が行き渡るだろう」とする声もあるが、4月から会長を務める半田稔弁護士は「都会からはじき出された弁護士を過疎地域の市民が歓迎するだろうか」と懸念する。

=====

## ◇県内弁護士数と事件数の推移◇

年　弁護士数　民事件数　刑事件数

02 52 3020 808

03 52 3464 771

04 54 2942 729

05 60 2741 670

06 64 3085 601

07 65 3210 592

【関連記事】

受験と私:第3回 「チョコとチーズでストレス発散」 大橋充直さん(検事)

大学入試:「定員増で、医学部の競争緩和される」 駿台予備学校・石原賢一情報センター長(その3止)

法科大学院

取材ノートから:ミスター・ロボット／山形

尾花沢の殺人:母親の入院、医師ら助言 長男を送検／山形

毎日新聞 2009年3月1日 地方版

別 紙 8

(資料 2)

「組織内弁護士採用動向調査結果（06.10 実施）」

	対象	回答数 (a)	採用を考えている 企業(b)	今後 5 年間の 採用予定
国内企業	3795 社 (一部上場、二部上場、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス、非上場（生損保の一部、マスコミ等）	1129 社	53 社 (1人採用してから考えると答えた企業 14 社含む)	47 名～127 名
外資系企業	1457 社 (東洋経済新報社の選んだ主要企業)	317 社	18 社 (1人採用してから考えると答えた 1 社を含む)	19 名～46 名
自治体	849 機関 都道府県と全国の市以上（東京 23 特別区を含む）	655 機関	9 機関 (1人採用してから考えると答えた 5 団体と、検討中、検討したいと答えた 4 団体)	0 名～9 名
官庁	46 省庁	32 省庁	5 省庁 外務省、法務省、財務省、財務局、公正取引委員会、金融庁	42 名～50 名強

今後 5 年間の採用予定合計 108 名～232 名

# 別 紙 9

【表2-3-6】 訪談回数理由

	人數	%
面談をためらう気持ちがあった	271	46.2%
面談をためらう気持ちがなかった	315	53.5%
合計	686	100.0%

(不問 3件)

【表2-3-6】 訪談回数理由

	全く思わ なかつた	あまり思 わなかつ た	どちらと もいえな た	少し思つ た	強く思つ た	合計
時間がかかると思った	48	25	15	69	111	265
時間かかると思った	37	21	17	73	120	265
質問が多かった	85	49	45	41	57	286
質問が大きいと思った	137	43	24	27	26	267
訪問回数が多いと思った	154	26	49	18	21	267
人にやわらかく思つた	154	34	30	28	20	266
時間が大きかった	108	39	37	48	36	267
人にやわらかく思つた	212	19	24	8	3	266

	全く・あ まり思わ なかつた	どちらと もいえな た	少し・強 く思つた
全く思つた	27.2%	5.5%	67.3%
あまり思つた	21.0%	6.5%	72.0%
どちらともいえなかつた	44.6%	16.5%	36.9%
どちらともいえなかつた	67.6%	12.7%	18.7%
どちらともいえなかつた	67.0%	16.4%	14.6%
どちらともいえなかつた	70.7%	11.3%	18.0%
どちらともいえなかつた	56.1%	13.5%	31.4%
どちらともいえなかつた	66.6%	9.0%	4.1%

比率の計算に當たっては、【表2-3-3】と同じ。

【表2-4-1】 弁護士へのアクセス状況  
(弁護士の付いたもののみ)

	人數	%
大いに参考した	16	3.8%
参考した	26	6.1%
どちらともいえない	16	3.8%
あまり参考しなかつた	89	21.0%
全く参考しなかつた	277	65.3%
合計	424	100.0%

【表2-4-2】 弁護士を見つけた経路

	人數	%
どちらも知っていた	96	22.4%
誰か個人の紹介	110	27.0%
団体での紹介	14	3.3%
法律問題の紹介	19	4.4%
弁護士会の紹介	23	5.4%
会社の紹介	132	30.5%
誰かで調べた	7	1.6%
法律の専門家に行ってみた	2	0.5%
インターネット	0	0.0%
その他	60	11.7%
弁護士が付いたものの合計	424	98.6%

【表2-4-3】 弁護士の依頼時期

	人數	%
年間を通じて	244	57.5%
春を中心とした	97	22.2%
夏を中心とした	74	17.0%
冬を中心とした	9	2.1%
合計	424	100.0%

【表2-4-4】 弁護士の依頼理由

	全く思わ なかつた	あまり思 わなかつ た	どちらと もいえな た	少し思つ た	強く思つ た	合計
法律に詳しくないから	31	41	49	108	122	421
安心できるから	14	27	37	106	236	425
信頼だから	188	58	65	48	50	416
ちと多い(負けたくない)から	40	33	59	68	219	416
個人・知人のすすめ	275	43	35	33	33	416
自分で解決できないから	42	16	39	91	229	416
相手の子等がいたから	127	30	36	62	176	421
相手方に弁護士がいたから	186	33	59	40	100	416

	全く・あ まり思わ なかつた	どちらと もいえな た	少し・強 く思つた
全く思つた	17.1%	11.6%	71.3%
あまり思つた	9.5%	8.5%	81.4%
どちらともいえなかつた	61.1%	16.5%	23.4%
どちらともいえなかつた	17.4%	14.1%	68.5%
どちらともいえなかつた	76.9%	8.4%	14.6%
どちらともいえなかつた	14.3%	9.3%	76.4%
どちらともいえなかつた	37.3%	6.2%	56.5%
どちらともいえなかつた	52.4%	14.1%	33.5%

比率の計算に當たっては、【表2-3-3】と同じ。

# 別 紙 10

【別表10】裁判所における事件数の推移(簡易裁判所・地方裁判所・家庭裁判所別)

		(件)								
		昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	昭和64年	昭和65年	昭和66年	昭和67年	
簡易裁判所	通常民事訴訟事件(既決事件)	89,581	243,569	301,185	314,823	337,076	347,851	358,718	386,833	
	民事調停事件(既決事件)	57,724	127,110	296,347	485,595	604,817	484,081	329,106	302,028	
	刑事案件	10,374	9,938	11,520	12,682	13,548	14,448	15,548	13,546	
地方裁判所	通常民事訴訟事件(既決事件)	112,140	146,772	158,779	159,032	155,754	148,708	135,357	143,321	
	行政訴訟事件(既決事件)	963	954	1,489	1,598	1,729	1,991	1,774	1,908	
	破産事件(既決事件)	13,819	43,564	148,268	223,770	254,281	218,408	198,755	175,735	
	刑事案件	49,821	51,537	68,180	76,870	80,223	81,251	79,203	75,370	
家庭裁判所	民事調停事件(既決事件)	116,964	98,338	113,035	126,885	134,570	134,388	129,818	130,331	
	審判事件(既決事件)	257,402	300,425	426,409	487,577	524,632	533,925	548,579	573,418	
	人身訴訟事件(既決事件)							2,528	8,802	10,706
	少年事件	200,096	188,409	76,886	83,809	81,511	76,818	70,017	63,551	

【別表11】裁判所事件における弁護士代理人選任率の推移

		(%)							
		昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	昭和64年	昭和65年	昭和66年	昭和67年
簡易裁判所	通常民事訴訟事件の代理人選任率	17.69	10.34	10.39	9.39	8.71	9.50	10.78	26.23
	民事調停事件の代理人選任率	23.04	12.83	5.71	3.50	2.74	3.07	3.92	4.10
地方裁判所	民事通常事件の弁護士選任率	86.43	80.11	78.56	76.78	77.85	79.48	80.29	78.77
	行政訴訟事件の弁護士選任率	74.87	76.82	76.92	76.03	74.78	74.69	77.00	76.21
家庭裁判所	遺産分割調停事件の弁護士選任率	72.43	65.77	65.37	64.20	63.69	62.56	62.01	61.47
	少年事件における弁護士付添人選任率	0.9	1.1	5.5	5.8	6.0	5.2	6.2	6.7

(資料 6) 「紛争行動調査基本集計書」(村山真雄・松村良之編)

図 3-2-25 問題の金銭換算

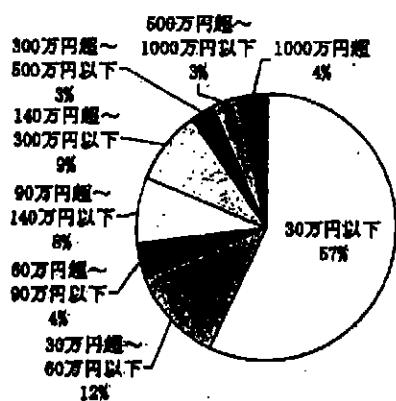


図 3-4-2 弁護士依頼の有無

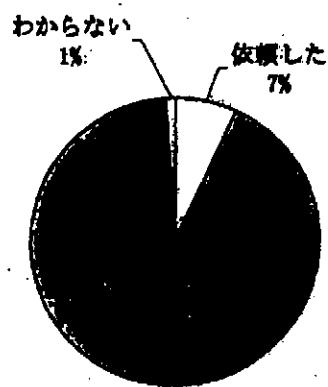


図 3-4-3 弁護士依頼を考えたか

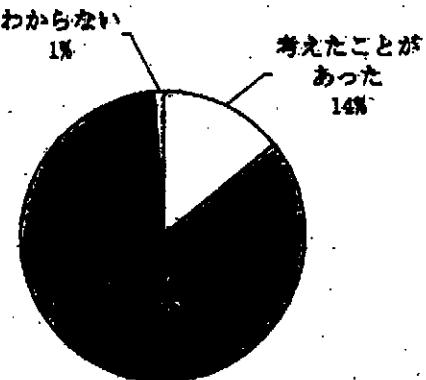
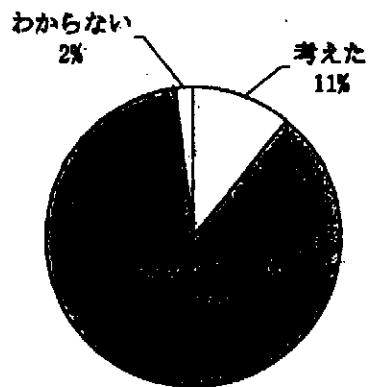


図 3-4-4 裁判所利用を考えたか



## 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）

## 《結果および仮定の要約》

## 1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

## 2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊 出生率]		中位仮定 [1.26]	高位仮定 [1.55]	低位仮定 [1.06]	平成14年1月推計 中位仮定 [1.39]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男=83.67年] [女=90.34年]			男=80.95年 女=89.22年
総 人 口	平成17年(2005)	12,777万人 ↓	12,777万人 ↓	12,777万人 ↓	12,771万人 ↓
	平成42年(2030)	11,522万人 ↓	11,835万人 ↓	11,258万人 ↓	11,758万人 ↓
	平成62年(2050)	9,515万人 ↓	10,195万人 ↓	8,997万人 ↓	10,059万人 ↓
	平成67年(2055)	8,993万人 ↓	9,777万人 ↓	8,411万人 ↓	
年 少 一 4 1 4 歲 一 人 口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8% ↓	1,759万人 13.8% ↓	1,759万人 13.8% ↓	1,773万人 13.9% ↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7% ↓	1,348万人 11.4% ↓	942万人 8.4% ↓	1,323万人 11.3% ↓
	平成62年(2050)	821万人 8.6% ↓	1,109万人 10.9% ↓	622万人 6.9% ↓	1,084万人 10.8% ↓
	平成67年(2055)	752万人 8.4% ↓	1,058万人 10.8% ↓	551万人 6.6% ↓	
生 產 年 齡 一 15 3 64 歲 一 人 口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1% ↓	8,442万人 66.1% ↓	8,442万人 66.1% ↓	8,459万人 66.2% ↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5% ↓	6,820万人 57.6% ↓	6,649万人 59.1% ↓	6,958万人 59.2% ↓
	平成62年(2050)	4,930万人 51.8% ↓	5,321万人 52.2% ↓	4,610万人 51.2% ↓	5,389万人 53.6% ↓
	平成67年(2055)	4,595万人 51.1% ↓	5,073万人 51.9% ↓	4,213万人 50.1% ↓	
老 年 一 65 歲 以 上 一 人 口	平成17年(2005)	2,576万人 20.2% ↓	2,576万人 20.2% ↓	2,576万人 20.2% ↓	2,539万人 19.9% ↓
	平成42年(2030)	3,667万人 31.8% ↓	3,667万人 31.0% ↓	3,667万人 32.6% ↓	3,477万人 29.6% ↓
	平成62年(2050)	3,764万人 39.6% ↓	3,764万人 38.9% ↓	3,764万人 41.8% ↓	3,586万人 35.7% ↓
	平成67年(2055)	3,646万人 40.5% ↓	3,646万人 37.3% ↓	3,646万人 43.4% ↓	